



名保幼第266号
令和3年6月18日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第12報）
（新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言区域」の指定に伴う保育所等の
対応について）

保護者の皆様には、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県より「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（6月17日改正）が発出され、保育所等の取扱いについては「引き続き保育の提供を継続するとともに、感染拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するように」との内容で依頼がございました。

現時点での対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について【第11報】」（令和3年6月4日付け名保幼第232号）により、6月8日から6月20日までの間、登園自粛の要請を行ってきたところでございますが、今回の緊急事態宣言の指定期限が3週間延長されたことに伴い、上述の県の方針にならい、可能な限りの家庭保育につきご理解とご協力をお願いいたします。

1 登園自粛要請期間終了日

令和3年6月20日（日）

2 家庭保育の協力依頼期間

令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）まで

※本決定事項は令和3年6月18日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

名護市こども家庭部保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）